



鹿児島県事業継続支援金

募集期間

2020年6月30日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付します。対象期間（令和2年1月～5月）のうち、いずれかの月の事業収入が前年同月と比べて90%以上減少した事業者は上限額20万円、80%以上90%未満減少した事業者は上限額10万円を給付します。

支援内容

▼給付額

対象期間（令和2年1月～5月）のうち、いずれかの月の事業収入が前年同月と比べて

- ・90%以上減少した事業者は上限額20万円
- ・80%以上90%未満減少した事業者は上限額10万円

給付額は、上記上限額を超えない範囲で、昨年1年間の売上額の減少分から国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとし
ます。

対象者の詳細

▼対象者

原則として、対象期間（令和2年1月～5月）のうち、ひと月の事業収入が前年同月比で80%以上減少している次の事業者

- ・中小法人等（中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等）
- ・個人事業者

▼給付対象の主な要件

(1)鹿児島県内に、

- ・本店(*1)を有する法人であること（株式会社等）
- ・主たる事務所(*2)を有する法人であること（医療法人、農業法人、NPO法人等）
- ・主たる事業所(*3)を有する個人事業者であること

(*1)：会社の登記簿に記載された「本店」をいう。

(*2)：法人（会社を除く。）の登記簿に記載された「主たる事務所」をいう。

(*3)：所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の事業所所在地欄に記載された事業所をいう。

(2)国の持続化給付金の給付通知を受けていること

※持続化給付金を申請中の方も申請は可能です。

(3)2019年12月31日以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること

(4)法人の場合は、

- ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

※一度給付を受けた事業者は、再度給付を申請することはできません。

対象地域



お問い合わせ

鹿児島県事業継続支援金専用ダイヤル

（電話）099-286-2580

（受付時間）平日9時00分～18時00分

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金